

収益等事業

1 観光案内所事業（その他事業；継続1）

苫小牧市が設置する観光案内所の運営を受託し、苫小牧市及び東胆振管内等に関する情報提供を行う。

2 物産販売等事業（その他事業；継続4）

観光推進及び宣伝のため、以下の販売等を行う。

- (1) 特産品等販売
- (2) とまチョップグッズ販売
- (3) アニメグッズ販売
- (4) ふるさと納税販売

3 一般酒類小売業事業（R6新規事業）

本協会の定款4条8項にある、観光土産品の開発促進、宣伝、販売促進に関する事業として、地ビールや北海道観光のお土産となるような酒類の販売、イベント等での酒類提供等に取り組むために酒類販売の申請をする。

4 レンタサイクル事業（その他事業；継続5）

観光イメージ推進及び利便向上のため、観光案内所において観光客や市民に対して、自転車の貸出しを行う。

5 観光振興ビジョン推進事業

アニメツーリズムや産業観光ツール等を通じて、点在する観光資源を有効活用し滞り時間の延長を目指すと共に、観光プロモーション及びセールスの強化を図り、本市への誘客とPRに努める。

- (1) 観光誘客促進事業
産業観光モニターツアー
道外観光客誘客促進事業
- (2) アニメツーリズム事業
本市に、縁のあるアニメを活用した各種事業を行政などと共に継続展開し、潜在する新たな誘客ターゲットの発掘と経済訴求があるアニメツーリズムを推進する。

6 ふるさと納税返礼事業

ふるさと納税による収入増加と特産品等を通じた本市のPRを主目的に、寄附して頂いた方々に対し、返礼品を送付する他、新たな返礼品を発掘することや市外への情報発信することで、本市及び地場製品のPRに寄与するもの。

7 イベント販売事業

市、関係実行委員会、関係機関などの要請等に応じ、イベントに参加し本市PRや特産品等の販売を実施する事業。

8 苫小牧市MICE誘致促進受託業務

苫小牧市都市再生コンセプトプラン、苫小牧市の概要、市政方針、総合計画、都市計画マスタープラン、苫小牧市のMICE誘致推進方針策定調査報告書等に基づき、業務の企画提案、業務実施を行うもの。

組織の機能充実と基盤強化の推進

本協会は、平成20年12月1日から施行された新たな法人制度において、平成26年10月21日に北海道より公益目的支出計画の実施完了確認を受け一般社団法人への移行手続きを完了した。本協会は、本市観光事業における果たす役割を認識し、取り巻く様々な環境に対応するため、会員の連携・拡大を通じ、組織機能の充実及び運営基盤の強化を推進する。

- (1) 事務局の強化
新たに事務局長（商工会議所より出向）、市職員の派遣依頼継続、職員の研修（スキルアップ）。
※R6.1～
- (2) 財務体質の強化
本市の公式キャラクター「とまチョップ」グッズやふるさと納税返礼品に関する事業、各種イベント等による本市特産品等の販売により、独自財源の確保に向けた財務体質の強化を図る。
※令和6年度より、一般酒類小売業免許の取得と販売事業の開始
- (3) 会員サービス事業の充実
事務局に連絡が入る様々な情報の提供や、商工会議所との共催事業の開催。

※接遇講習会、各種情報提供等
- (4) 各機関との連携
北海道観光振興機構、胆振総合振興局、千歳観光連盟（DMO）、東胆振圏域の観光協会、市内関係機関等との連携により多方面より本市PRを行っていく。
- (5) 補助事業の実施、各種委託事業の受託
 - ・ 苫小牧都市再生コンテンツ創出補助事業
 - ・ 観光案内所運営受託業務
 - ・ 観光振興ビジョン受託業務（観光誘客促進事業、アニメツーリズム推進事業）
 - ・ ふるさと納税返礼品選定等業務
 - ・ 苫小牧市MICE誘致促進受託業務

一般社団法人・一般財団法人と法人税（国税庁）

公益法人に認定する制度が創設され、平成20年12月1日から施行。
新たな公益法人制度における一般社団法人・一般財団法人に対する法人税の取扱い。

- 1 「公益法人認定法」に基づく公益認定を受けた公益社団法人・公益財団法人
公益法人等として取り扱われ、法人税法上の収益事業から生じた所得が課税対象。公益目的事業は収益事業から除かれているので、公益目的事業から生じた所得は課税対象になりません。
- 2 公益法人認定法に基づく公益認定を受けていない一般社団法人・一般財団法人
 - 1) 法人税法上の非営利型法人の要件を満たすもの（以下「非営利型法人」といいます。）
公益法人等として取り扱われ、収益事業から生じた所得が課税対象となります。
 - 2) 1以外のもの（以下「非営利型法人以外の法人」といいます。）
普通法人として取り扱われ、全ての所得が課税対象となります。

一般社団法人 苫小牧観光協会 定款

（目的）

第3条 この法人は、苫小牧市域及び支笏洞爺国立公園における観光客の誘致、観光施設の運営などの施策を講ずることにより、観光事業の健全な発展を図り、もって地域経済、文化の振興と市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光振興への啓蒙普及に関する事業
- (2) 観光宣伝及び観光客の誘致促進に関する事業
- (3) 観光関係従事者の人材確保及び資質向上等の人材育成に関する事業
- (4) 観光関連施設及び公共交通施設並びにそれらの付帯施設となる駐車場等の管理運営業務及び指定管理運営業務の受託に関する事業
- (5) 観光行事の企画、実施及び参加に関する事業
- (6) 観光情報の収集及び研究並びに提供に関する事業
- (7) 観光資源の調査、研究、開発及び整備促進に関する事業
- (8) 観光土産品の開発促進、宣伝、販売促進に関する事業
- (9) 観光事業関係機関及び諸団体との連携、協調に関する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業